

お預かりしている大切なお子さまのために・・・

スポーツ安全保険

ご案内

◇このプランは

被保険者（補償の対象となる方）が日本国内での団体の活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

※AW区分にご加入の場合は、上記に加えて、「団体活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死の場合を除きます。

傷害保険

1. 支払われる保険金種別は次の通りです。

保険金種別	保証金額	対象となる治療期間・限度日数
死亡	2,000万円	事故の日からその日を含めて 180日以内の死亡
後遺障害	3,000万円	事故の日からその日を含めて 180日以内の後遺障害
入院 (日額)	4,000円	事故の日からその日を含めて 180日以内の入院
通院 (日額)	1,500円	支払日数は30日を限度とし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院

2. 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなします。

3. 死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

4. 後遺障害保険金は以下の金額が支払われます。

約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害保険金最高額

約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害は、死亡保険金額の4%～8.9%

なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額をもって限度とします。

5. 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いいたします。

お支払額

入院中：入院保険金日額の10倍 入院中以外：入院保険金日額の5倍

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外手術があります。

※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）なお、治療を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）

※1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

※1事故に基づくケガに対しての入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

6. 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した場合、その日数に対し、通院保険金が支払われます。

7. 入院、通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

8. 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。

9. 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院・通院保険金は重複して支払われません。

10. これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。



賠償責任保険

対象となる事故

被保険者が日本国内で行う団体の活動中および往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

※AW区分にご加入の場合には、上記に加えて、「団体活動中およびその往復中」以外に発生した賠償事故も対象となります。

- ・団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを誤って割ってしまった場合
- ・団体活動への往復中、自転車で誤って歩行者とぶつかりケガをさせた場合

支払われる保険金種別は次の通りです。

対人・対物賠償

合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人3億円

1. 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金が支払われます。

被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 (注1)

※賠償金の決定に際しましては、あらかじめ東京海上日動の承認が必要です。

東京海上日動の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 (注2)

他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、東京海上日動の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 (注3)

他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または東京海上日動の書面による同意を得て支出したその他の費用 (注3)
東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用 (注3)

(注1) 損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

(注2) 争訟費用については原則としてその全額が保険金のお支払対象となりますが、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(注3) 原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。

2. 損害賠償金は、被害者、他の者（たとえば施設の管理者）の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談等については、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになります。

3. この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおり保険金が支払われます。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

突然死埋葬費用保険

対象となる事故

被保険者が日本国内での保険期間中の団体活動中および往復中に突然死※した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血当の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。

団体の活動中および往復中の死亡

団体の活動中および往復中に顕著な体調変化が確認 (注1) され、そのときから24時間以内の死亡 (注2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限ります。

(注1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りです。

(注2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

支払われる保険金種別は次の通りです。

被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して、180万円を限度として、その実額が支払われます。

〈保険金の支払い対象となる葬祭費用〉

通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用

(初七日・四十九日法要などその後の費用を含みます。)

1. 保険金の支払いに際し、領収証や振込明細票等、支出額・支出内容の分かる資料をご提出いただき、資料のご提出が困難な費用（お布施等）に関しては、費用負担者のご申告に基づき、保険金が支払われます。

2. この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおり保険金が支払われます。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。